

資料

2021年市民オンブズマン全国大会 分科会「情報公開・個人情報保護勉強会」

2021.9.26 弁護士 森田 明

講師の紹介

森田明（もりたあきら）

1982年4月 弁護士登録（横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会））

開示請求者側代理人として、1980年代から多数の不服申立て、訴訟にかかわる。かながわ市民オンブズマン事務局長、情報公開クリアリングハウス理事長等を歴任、その後2011年10月から2014年9月まで内閣府情報公開・個人情報保護審査会常勤委員、またその前後に神奈川県、逗子市、葉山町、寒川町の情報公開審査会等の委員を務める。

・主な著書

『論点解説 情報公開・個人情報保護審査会答申例』（日本評論社、2016）

『行政不服審査法の実務と書式〔第2版〕』日弁連行政訴訟センター編（共著、民事法研究会、2019）

はじめに

例年この分科会では参加者から活発な経験報告や質問をいただいております、今年もそれを想定して、私の話は1時間以内ですませます。

話の内容は、今年は少し趣を変えて、個人情報保護制度の話をしていきます。

今年のデジタル改革関連6法の制定の中で、個人情報保護法を大改正して、個人情報保護法を画一化し、いわば国の統制下におくことになってしまいました。個人情報保護を大きく後退させるとともに、地方自治を有名無実化することでもあります。情報公開の分野への影響も懸念されます。このことの報告と、あわせて最近の注目すべき審査会の答申をいくつか紹介いたします。

後半は、参加者の皆さんから前半の話への質疑や、それとはかかわりなく取り組みのご報告、質問等を受け付けます。

第1 個人情報保護法の2021年改正～個人情報保護条例は生き残れるか 別紙1～3

- 1 個人情報保護条例の改正とデジタル改革関連6法
- 2 「規律の考え方」が示す条例画一化がもたらすもの
- 3 自治体はどう動くか・住民は何をするべきか

第2 最近の国の情報公開・個人情報保護審査会の答申から

答申1から4は補正に関するもの、答申5は本人開示請求における遺族による請求に関するものです

答申1 令和2年9月15日(令和2年度(行情)答申第255号)

陳述書(厚生労働省職員のもの)の不開示決定(不存在)に関する件

・審査会の結論

「障害児・発達障害者支援室が保有している文書のうち、陳述書(厚生労働省職員のもの)」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、取り消すべきである。

・審査会の判断の理由(抜粋)

ア 本件開示請求文言にいう「陳述書」については、何らかの意見が表明された文書はおよそこれに該当する余地があるように思われる。また、諮問庁は上記(1)アのとおり支援室では厚生労働省職員に意見を述べた陳述はない旨説明するが、政策立案や法令の運用に関し、同省の職員が省の内外において意見を書面で表明することは日常的に行われていると考えられ、諮問庁の上記説明には疑問が残る。

イ そうすると、「陳述書」との名称が付されているか否かにかかわらず、支援室において保有されている多種多様な文書が本件対象文書に該当し得るのであり、審査請求人が開示を求める「陳述書」とは、支援室におけるどのような業務に関するどのような文書であるのかが明確ではなく、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」には、法4条1項2号に規定された行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められず、文書の不特定という形式上の不備があるものと認められ、当該請求文言の補正がなされない限り、本来は、形式上の不備により不開示とすべきものである。

ウ 処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示としているが、本件開示請求書には文書の不特定という形式上の不備があるので、原処分前に、審査請求人に対し開示を求める文書を特定するための請求文言の補正を求めるべきであったといえる。

しかしながら、諮問書に添付された資料によれば、処分庁は審査請求人に対し求補正を行わずに原処分を行っており、このことは不当であるといわざるを得ない。

(3)したがって、開示請求者に対し開示請求する行政文書の名称等について補正を求め、改めて開示決定等をすべきであることから、原処分は取り消すべきである。

答申2 令和2年9月28日(令和2年度(行情)答申第274号)

特定日にその存在が公表された特定文書の電子ファイルが保管されていた職場のパソコンの個人用フォルダにある電子ファイルの不開示決定に関する件

・審査会の結論

「特定事案に関連して特定日に財務省でその存在が公表された「書き換え前の文書」の電子ファイルが保管・保存されていた職場のパソコンの個人用フォルダにあるすべての電子ファイル」(以下「本件対象文書」という。)につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、取り消すべきである。

・審査会の判断の理由（抜粋）

（２）請求する行政文書の特定について

…上記「行政文書を特定するに足りる事項」の記載方法については、原則として、保存場所等の範囲を示すだけでは不十分であり、開示請求者は、開示を求める文書自体を識別し得る事項を明らかにする必要があると解すべきである。

そして、本件開示請求は、特定の電子ファイルが保管・保存されていた「職場のパソコンの個人用フォルダ」という保存場所のみが記載され、いかなる文書の開示を求めるのかを識別し得る事項が全く示されていないから、請求の対象となる文書の特定が不十分といわざるを得ず、形式上の不備があるものと認められる。

（３）求補正の経緯について

当審査会において、諮問書に添付された求補正書の内容を確認したところ、諮問庁が上記第３の３で説明するとおり、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であり、現状のままでは形式不備による不開示決定とせざるを得ないことを明記した上で、請求する行政文書等の個別具体的な名称等を記載するよう補正の求めを行っていることが認められる。

しかし、法４条２項は、開示請求書に形式上の不備があるため補正を求めるに当たり、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと定めているところ、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分である旨を告げるだけでは、請求文言のうちどの箇所についてなぜ特定できないのか等が不明であり、開示請求者が文書を特定するための補正を行う際の参考とはならない。そもそも、諮問庁が上記（１）イで説明する、「書き換え前の文書」のうち財務省本省のものは「職場のパソコンの個人用フォルダ」ではなく一元的な文書管理システムに保存されていたものであり、その余のものは近畿財務局において保存されていたものであるという情報は、開示請求の前提となる情報であって、当審査会事務局職員をして国会の会議録を検索させたところ、本件開示請求の受付から原処分までの間にその旨を政府として答弁していることが確認できたことにも鑑みれば、まずは当該情報を提供するなどして補正を進めるべきであるにもかかわらず、それすら情報提供がなされていないと認められることからすれば、情報提供として不十分であるから、本件における補正の手続は不当なものといわざるを得ない。

答申 3 令和 2 年 1 0 月 1 2 日（令和 2 年度（行情）答申第 3 0 0 号）

発達障害者支援法に使用する発達障害者の特性が記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特
定）

・審査会の結論

「発達障害者支援法に使用する発達障害者の特性が記載されている文書（法第 2 条）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「代表的な発達障害」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、取り消すべきである。

・審査会の判断の理由（抜粋）

ア 「発達障害」及び「発達障害者」については、支援法において諮問序の上記（１）イの説明のとおり定義されているが、一般に、法令用語としての「定義」に比べると、障害の「特性」の記述には多様なものがあり得るところ、上記の障害の特性について何らかに記載されている文書は、いずれも全て本件対象文書に該当し得るものと解される。

イ 実際に、上記（２）ウのとおり、当審査会事務局職員が厚生労働省ウェブサイトにおいて発達障害の特性が記載されている文書を容易に探索することができたこと、そのうち文書３の内容は文書２を参考にして記載されていること、また、本件開示請求は「障害保健福祉部に対するもの」（上記（１）ア）であるが、厚生労働省における文書の探索範囲は同部の一部にとどまっていること（上記第３の３（１））等に鑑みると、厚生労働省において、「代表的な発達障害」のみならず本件請求文書に該当し得る文書を多数保有していることが十分考えられる。

しかしながら、その全ての文書の開示を開示請求者が求めているのかは不明であり、開示請求者にその意図を確認する必要があるということが出来る。

ウ そうすると、開示請求の趣旨又は補正手続の状況によって、本件対象文書に該当する文書の判断や本件開示請求の内容自体が左右される余地が生じることとなるところ、諮問書に添付された資料によれば、この点について本件開示請求に対する求補正手続はなされていないと認められることから、処分庁が開示請求者の意図を十分に確認することなく、本件対象文書に該当する文書として「代表的な発達障害」のみを特定し開示する原処分を行ったことは、相当ではないといわざるを得ない。

エ したがって、処分庁においては、審査請求人に対し、参考となる情報を提供するなどして、本件開示請求に係る文書を特定するに足りるよう開示を請求する文書の名称等について必要な補正を求めた上で、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであると認められる。

別紙

文書１ 「発達障害の理解のために」（平成２０年１月１日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）

文書２ 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン（平成２７年１１月厚生労働大臣決定）

文書３ 発達障害者しごとサポーター養成講座 eラーニング版

答申４ 令和 ３年 ２月 １８日（令和２年度（行情）答申第４５０号）

個別納税者の税務調査等に関し国会議員等が広島国税局等に口利きなどの介入を行った場合の経緯等を記載した文書について行政文書管理ファイル簿記載上の文書分類が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

・審査会の結論

「広島国税局が作成又は保有する、個別納税者の税務調査・課税処分・滞納処分に関し国会議員及び地方自治体議員が広島国税局又はその傘下組織に口利きなどの介入を行った場合の経緯・状況・結果などを記載した文書が行政文書管理ファイル簿記載上の文書分類（大・中・小）が分かる文書（行政文書管理ファイル簿の該当箇所又は標準文書期間基準の該当箇所その他の内最も詳しい内容のもの）。なお、該当箇所が複数の文書ファイル・文書分類・異なる頁などに分散している場合は、そのすべての開示を求める。」

(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、「標準文書保存期間基準について(指示)」(以下「本件対象文書」という。)を特定し、開示した決定は、取り消すべきである。

・審査会の判断の理由(抜粋)

イ 法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解される。

広島国税局において、本件開示請求に係る行政文書につき、一元的に管理する行政文書ファイルは存在しない中で文書の特定の可否を判断するためには、その前提として、「個別納税者の税務調査・課税処分・滞納処分に関し国会議員及び地方自治体議員が広島国税局又はその傘下組織に口利きなどの介入を行った場合の経緯・状況・結果などを記載した文書」の探索が必要となる可能性があるところ、本件開示請求のように、求める行政文書の具体的な分野、作成時期、作成部署や対象とする国会議員等が特定されていないため、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別することができず、また、「介入」にも種々の程度のものが想定され、どこまでを含むか記載からは明らかでないと考えられる包括的な請求が行われる場合には、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められず、形式上の不備があると言わなければならない。

ウ 上記ア及びイを踏まえ、諮問庁及び審査請求人の双方から提出された、処分庁と審査請求人との応接状況が記録された資料を確認したところ、以下の状況が認められる。

(ア) 上記(1)エの諮問庁の説明のとおり、処分庁においては、審査請求人の求める最終目的となる文書がどのようなものであるかを確認しようとしたことは認められるものの、審査請求人は、全ての文書を調べた上で、本件請求文書に該当する文書を開示すべき旨主張していたこともあり、処分庁において、文書の特定を行うための補正等の手続は特段行われていない。

(イ) 上記(1)オの諮問庁の説明のとおり、審査請求人から国税庁長官に対して行われた同内容の別件開示請求について、国税庁では「標準文書保存期間基準」を特定したとの情報を得たことを踏まえ、処分庁において本件対象文書を特定する旨審査請求人に対して説明しているが、その際に審査請求人から、そのような文書を送付したら直ちに訴訟を提起する旨等の反論が行われている。

エ 仮に、上記ア(イ)記載のように、法4条2項の趣旨を踏まえた情報提供を行いつつ適正な補正等の手続が行われてもなお、上記(1)エのとおり、審査請求人が全ての文書を調べるべきとの主張に終始し、本件請求文書の対象となる文書の範囲を特定するに足る情報を処分庁が審査請求人から得るに至っていないのであれば、上記ア(エ)のとおり、本件開示請求書には文書の不特定という形式上の不備があるものとして、不開示決定を行うべきであったと認められる。

しかし、本件開示請求においては、処分庁において、情報公開関係事務取扱要領に定められた補正等の手続を審査請求人に対して特段行わなかった結果、本件請求文書の対象となる文書の範囲を特定するに足る情報を審査請求人から得るに至っていないのであるから、上記ウ(イ)のとおり、審査請求人が求めない旨明示した本件対象文書を特定した原処分は、不当であるといわざるを得ない。

オ したがって、処分庁は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて開示決定等をすべきであることから、原処分は取り消すべきである。

答申5 令和 2年 8月25日（令和2年度（独個）答申第12号）

本人の夫の特定年月日の心エコー画像及び報告所見等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件

・ 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

・ 審査会の判断の理由（抜粋）

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

(1) 法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであることから、法における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っており、開示請求対象として予定するのは、「生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報」のみであるが、死者に関する個人情報であっても同時に遺族等の個人情報となる場合には、当該遺族が、自己を本人とする個人情報として開示請求を行うことができると解される。

(2) 本件対象保有個人情報は、審査請求人の亡夫の特定年月日の心エコー画像及び報告所見並びに心電図特定年月日の検査記録一切及び心電図検査報告所見に記録された保有個人情報であり、死者である特定個人の個人情報であると認められるところ、審査請求人は、「本件ではすでに医療過誤裁判が提訴され、亡き夫特定個人の治療事実説明は遺族にとっては生活または財産を守るためにも不可欠であり、「死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報」であることは明らか」である旨主張し、さらに意見書において、「亡特定個人の妻であり遺族の開示請求者（審査請求人）本人は既に特定年月に民事における損害賠償事件として提訴して裁判中で、亡特定個人の治療について過誤の存否を判断するうえで必要不可欠の情報」である旨主張する。

(3) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人が機構の亡夫に対する医療過誤を問う損害賠償請求訴訟を提訴しているのは事実であり、本件対象保有個人情報に係る特定年月日とは亡夫が亡くなった日であるとのことである。そうすると、審査請求人が提訴している亡夫への医療過誤に係る損害賠償請求訴訟において、当該亡夫の死亡時の診療の記録である本件対象保有個人情報は、審査請求人固有の損害賠償請求権の行使に密接に関わる情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

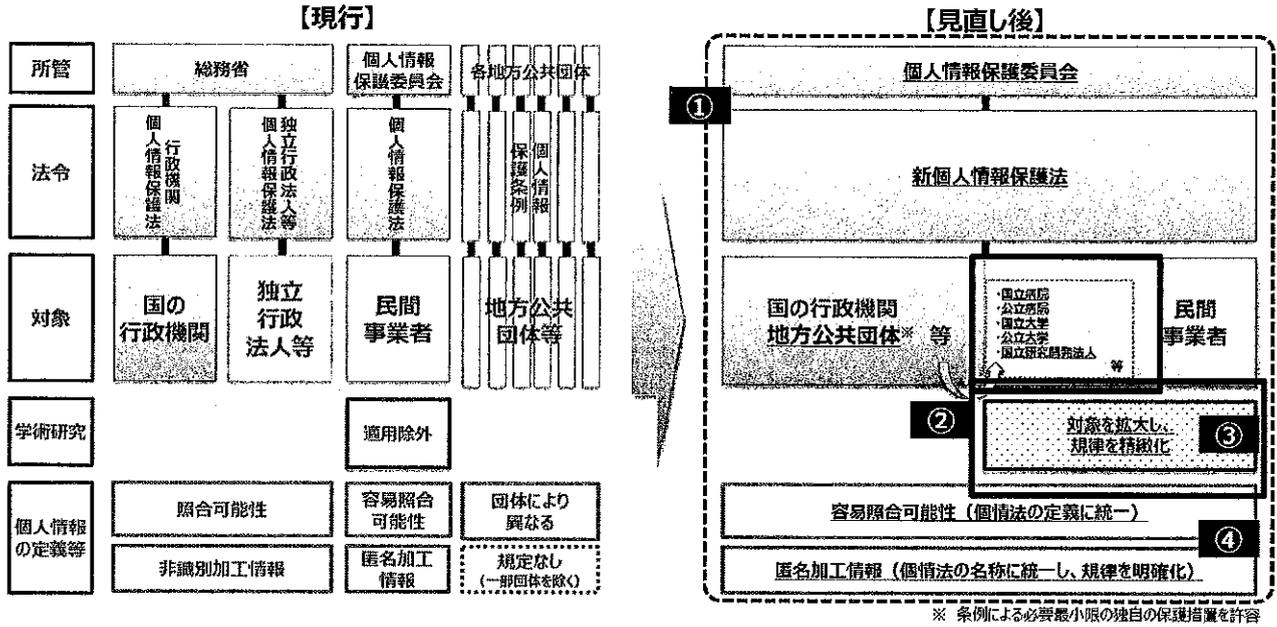
別紙（本件対象保有個人情報が記録された文書）

文書1 請求人の亡夫特定個人の特定年月日の心エコー画像及び報告所見

文書2 同上特定個人の心電図特定年月日の検査記録一切及び心電図検査報告所見

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



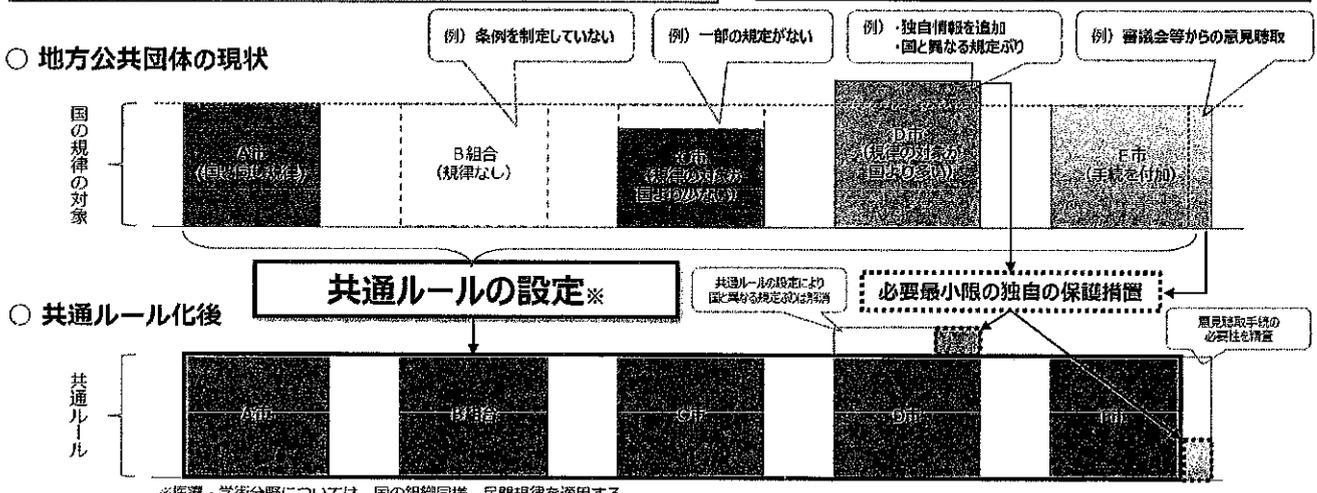
地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 ※いわゆる「2000個問題」
 ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
 等への問題提起がなされている
- 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 例) ・「条例要配慮個人情報」して保護する情報を規定
 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
 ※審議会等の役割は、個別事業に関する審議から、定型事例についての事柄ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分に認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。**

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
 - ※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
 - 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
 - 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
 - ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
 - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
 - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
 - 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分に認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
 - 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
 - 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（個人情報保護法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。 等
 - 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。 等
 - 施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印をを求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
 - 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等） における個人情報保護の規律の考え方 （令和3年個人情報保護法改正関係）

令和3年6月



chrome-extension://oemmnndcbldbolebnladdacbdmfmadadm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

1/12

2021/09/15 10:34

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）-個人情報保護委員会--210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

趣旨

- 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法（以下、令和3年改正法）による個人情報保護法の改正により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律を、個人情報保護法に一覧的に規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。
 - 個人情報保護委員会としては、公的部門に対する規定の解釈等について、今後、ガイドライン等を通じて示すこととなるが、令和3年改正法の施行期日は、国の行政機関・独立行政法人等については、法の公布の日（令和3年5月19日）から1年以内で政令で定める日から、地方公共団体・地方独立行政法人については、法の公布の日（令和3年5月19日）から2年以内で政令で定める日から施行されるなど、段階的な施行が予定されており、ガイドライン等も段階的に、策定・改訂することが予定される。
 - このため、予め現時点において、公的部門全体を通じた規定の解釈等の概略を示すことで、国の行政機関等、地方公共団体等の関係者の施行に向けた着実な対応を促す。また、これを契機とした関係者との対話を通じて、委員会として解釈等を示すことが有用な論点等を把握し、今後のガイドライン等の策定に活かすこととする。
- 本資料の記載の内容については、今後の検討を進めていくなかで、最終的なガイドライン等の記載事項との差異が生じる可能性がある。
 - なお、令和3年改正法による改正後の個人情報保護法における公的部門に対する規律は、多くの規定において、国の行政機関等と地方公共団体等に共通している。本資料の記述も、特に記載のない限り、両方に共通するものとして提示する。

I. 公的部門における個人情報保護の規律

- 本資料において条文番号は、令和5年春施行予定のデジタル社会形成整備法第51条による改正後のもの。
 - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和4年春施行予定）
民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
 - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和5年春施行予定）
（民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、）地方公共団体についても個人情報保護法が適用。
- また、本資料において「令和2年改正法」とは、令和2年6月12日に公布された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年第44号）をいう。

1. 定義関係

- 「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」の用語の定義については、公的部門に適用される部分も含め、令和2年改正後の個人情報保護法の解釈運用を踏襲する形で統一する。
- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、令和2年改正後の個人情報保護法で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
 - ※新たに設けられた「条例要配慮個人情報」の用語については、6. を参照のこと。
- 上記のほか、「行政機関」、「行政機関の長」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」の用語の定義については、現行の行政機関個人情報保護法の相当する用語の解釈運用を踏襲する。

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係

- 改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で、今後、ガイドライン等を整備する。
 - ・ 個人情報の保有の制限等（法第61条）
 - 利用目的の特定
 - 保有の制限
 - 利用目的の変更
 - ・ 利用目的の明示（法第62条）
 - ・ 正確性の確保（法第65条）
 - ・ 利用及び提供の制限（法第69条）
- 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しないものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備する。
 - ・ 不適正な利用の禁止（法第63条）
 - ・ 適正な取得（法第64条）
 - ・ 漏えい等の報告等（法第68条）：委員会への報告義務、本人への通知義務
 - ・ 外国にある第三者への提供の制限（法第71条）
 - ・ 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）
 - ・ 仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条）
- また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定と比較して、規律の充実が図られたものであり、今後、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備する。
 - ・ 安全管理措置（法第66条）
 - ・ 従事者の義務（法第67条）
 - ・ 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

4

chrome-extension://oemmnndcbldbolebfnladdacbfmadadm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

5/12

2021/09/15 10:34

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）-個人情報保護委員会--210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

3. 個人情報ファイル関係

- 国の行政機関に関しては、改正後の個人情報保護法第5章第3節に規定する個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
 - ・ 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第74条）
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- また、独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の独立行政法人等個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しては、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律の適用は無いものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用する。
- なお、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている「個人情報取扱事務登録簿」に関する運用については、令和3年改正法の施行後も、各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる。（法第75条第5項）

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

5

4. 開示、訂正及び利用停止関係

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、開示、訂正及び利用停止に関する規律（法第5章第4節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を基本的に踏襲する。

※ ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては本人又は法定代理人にしか開示等請求を行うことが認められていなかったところ、令和3年改正法により任意代理人による開示等請求が認められるようになる。

- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が原則として適用されることになるが、地方公共団体毎に定められている情報公開条例との整合性を確保するため、非開示情報、開示等手続細則及び審査請求手続については、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

【条例と開示等手続きとの関係】

- 条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例
 - ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること（法は原則として請求から30日以内と規定。）
 - ◆ 手数料を無料又は従量制とすること
 - ※ 口頭開示について、許容されるとすればどのような場合・範囲で可能かについて今後整理予定。
- 条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例
 - ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

6

5. 行政機関等匿名加工情報関係

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、行政機関等匿名加工情報に関する規律（法第5章第5節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が適用されることになるが、改正後の附則第7条の規定により、当分の間は都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとする。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

7

6. 地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
 - ・ 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
 - ・ 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
 - ・ 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限って、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

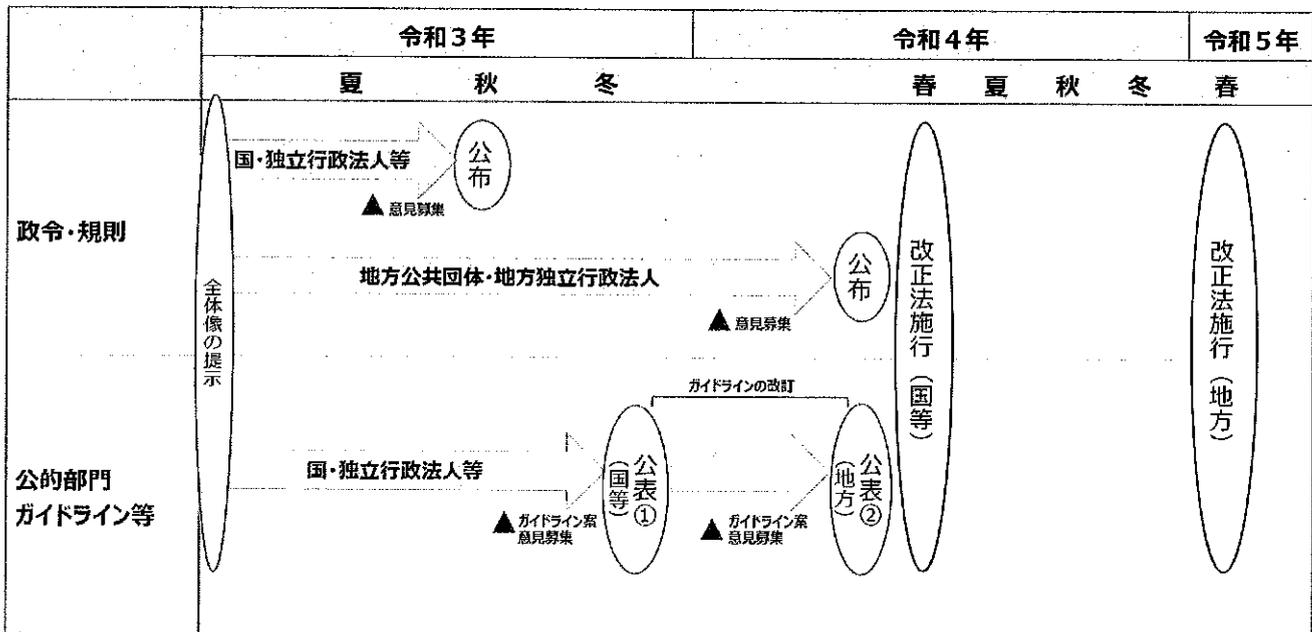
7. 規律移行法人関係

- 国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、民間部門の規律が適用される。
 - ※ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、法別表第2に掲げる次の法人等をいう。
 - ・ 沖縄科学技術大学院大学学園
 - ・ 国立研究開発法人
 - ・ 国立大学法人
 - ・ 大学共同利用機関法人
 - ・ 独立行政法人国立病院機構
 - ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - ・ 放送大学学園
- 他方、政府の一部を構成する独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（法第60条、第75条、第5章第4節、第5節、第124条第2項、第127条及び第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。））が適用される。
- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。
- なお、法第66条第2項第3号及び第4号の規定により、民間部門の個人情報の取扱いに係る規律が適用される独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合は、（民間部門ではなく）公的部門における安全管理措置義務が適用される。
- また、上記の政令で定める業務に従事している者又は従事していた者については、行政機関等の職員等と同様、法第176条及び第180条の罰則の対象となる。

II. 今後の予定

令和3年改正法の施行に関する公的部門ガイドライン等の策定スケジュール

■ I. で示した方針の下、下記のスケジュールで政令・規則、ガイドライン等を整備する。



※ 施行準備スケジュールのうち、本資料に特に関係する部分のみ記載
 ※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。